

日本スポーツ協会公認スポーツドクター岡山県協議会 スポーツドクター派遣事業実施要項

1 内容

本県のスポーツ振興を図るため、公益財団法人岡山県スポーツ協会加盟団体等が実施する競技大会、講習会、スポーツイベント等の事業に対し、日本スポーツ協会公認スポーツドクター岡山県協議会（以下、「本協議会」という。）の会員を派遣する。

2 派遣するスポーツドクター

本協議会の会員とする

3 申請方法

派遣を希望する団体（以下、「申請団体」という。）は原則として1ヶ月前までに申請書（別紙様式1）を本協議会事務局に提出すること。

4 派遣者の決定

- (1) 事務局は申請を取りまとめ、本協議会の会員に対し希望調査を行う。
- (2) 希望調査の結果により、役員会において派遣者を決定する。
- (3) 派遣者の決定に際しては、会場地在住・在勤、周辺地域在住・在勤の順に優先して調整する。

5 報告方法

事業終了後14日以内に報告書（別紙様式2）を事務局に提出すること。
報告書確認後、事務局から申請団体へ請求書を送付する。
申請団体は指定口座へ下記の経費を振込すること。

6 経費

派遣費用は、本協議会と申請団体とで負担する。
申請団体の派遣費用の負担は次のとおりとする。

- (1) 活動時間が午前のみ（目安：8:30～13:00）
5,000円
- (2) 活動時間が午後のみ（目安：13:00～17:00）
5,000円
- (3) 活動時間が午前と午後（目安：8:30～17:00）
10,000円

7 留意事項

申請団体は下記の事項についてあらかじめ了承の上、申請すること。

- (1) 万が一損害賠償等が発生した場合の責は申請団体が全て負うこと。
- (2) 会場地付近の病院との連携を確保し、医療救護体制を整えておくこと。
- (3) 派遣ドクターの派遣時間は原則8:30～17:00までとすること。
- (4) 実施する事業において当日会場で対応する担当者を申請書に必ず明記すること。また、当日までに派遣ドクターとの間で待機場所及び動線、従事業務等について十分に連絡を取り合うこと。

附 則

- 1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、令和5年4月1日から施行する